

隱岐の島町中出張所・診療所・歯科診療所複合新庁舎 設計プロポーザル参加表明書等作成要領

1. 参加表明書等の提出方法

(1) 書式等

- ① 参加表明書等は、全て片面使用とし、用紙の大きさは「日本工業規格A4又はA3」とします。A3については、折り込み添付とする。
- ② 使用する文字のフォント及びポイントは自由とする。
- ③ 書類等の作成に用いる言語、通貨及び単価は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

(2) 提出方法

- ① 事務局まで持参又は郵送（配達証明付書留郵便に限る。）により行う。
- ② 電子メールによる提出は認めない。
- ③ 提出された参加表明書等の書類は返却しません。

2. 参加表明書等作成における注意事項

(1) 参加表明書

- ① 設計共同企業体の場合は設計共同企業体協定書の写しを添付すること。

(2) 設計事務所の技術職員数・資格

- ① 企業（国内全店）に所属する技術職員数及び有資格者数を記入する。
- ② 複数資格を有する者については、主たるもの一つについて記入すること。
- ③ その他（技術者）とは、各分野に関する国家資格、民間資格等の有資格者をいう。
- ④ 設計共同企業体の場合は構成企業についても提出すること。

(3) 設計事務所の主要業務実績

- ① 平成13年4月1日以降に竣工又は設計が完了した、平成21年国土交通省告示第15号別添二 類型四号及び十号のうち第1類（標準的なもの）及び第2類（複雑な設計を必要とするもの）の実績を記入すること。
- ② 受注形態には、単独、JVのいずれかを記入すること。
- ③ 区分は、第1類、第2類のいずれかを記入すること。
- ④ 実績が複数ある場合には最大5件記載すること。

(4) 管理技術者の業務実績、主任技術者の業務実績

- ① 実務年数は、建築設計に携わった年数を記入。
- ② 平成13年4月1日以降に竣工又は設計が完了した、平成21年国土交通省告示第15号別添二 類型四号及び十号のうち第1類（標準的なもの）及び第2類（複

雑な設計を必要とするもの) の実績を記入すること。

- ③ 業務実績の携わった立場には管理技術者、主任技術者、担当者及びこれらに準ずる立場を記入すること。
- ④ 区分は、第1類、第2類のいずれかを記入すること。
- ⑤ 実績が複数ある場合には5件記載すること。

(5) 受託した場合の担当チーム編成

- ① A4版とします。縦横及び様式は問いません。
- ② 協力事務所を含めた取り組み体制が分かるように記入すること。

(6) 協力事務所の内容等

- ① 業務の一部を再委託する場合、記入して下さい。